

担当	給与
連携先システム	財務会計システム
連携内容	予算データ
方向	<input type="radio"/> 提供 <input checked="" type="radio"/> 受領
連携内容詳細	予算の科目情報
目的	科目情報をセットアップするため
頻度	年次

連携ファイルレイアウト

No	項目名	属性	桁数
1	年度	日付 (YYYY)	4
2	会計	文字	2
3	款項目	文字	6
4	事業	文字	6
5	略科目	文字	5
6	略事業	文字	3
7	会計名称	文字	30
8	款名称 (使用していない)	文字	20
9	項名称 (使用していない)	文字	20
10	目名称 (款+項+目 名称)	文字	30
11	事業名称	文字	90

休暇名	事由
産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合
産後休暇	女性職員が出産した場合
忌引	職員の親族が死亡した場合
父母の祭日	職員が父母の追悼のための特別な行事を行う場合(死亡後15年以内)
公民権の行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合
官公署等へ出頭	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会、その他官公署へ出頭する場合
ドナー休暇	職員が骨髄提供のために、検査及び入院等する場合
女性就業困難休暇	女性職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等を行う場合
出産補助休暇	職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は子若しくはこれらの配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻又は子若しくはこれらの配偶者の出産に伴い付添い等する場合
出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合
つわり休暇	妊娠中の女性職員が、つわりにより勤務することが困難な場合
妊娠健診	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が健康診査等を受ける場合
通勤緩和	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
育児時間	職員が生後1年3月に達しない子を育てるため、授乳等を行う場合
住居の損壊	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準じる場合 ア 職員の現住居が滅失し、若しくは損壊し、又はその危機にひんした場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に非難しているとき イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき
交通の制限又は遮断	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断の場合
出勤困難	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると任命権者が認定した場合
退勤途上の危険回避	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上で身体の危険を回避する場合
勤務条件に関する措置要求	勤務条件に関する措置の要求をし、その審理に出頭する場合
不利益処分に関する審査請求	不利益処分に関する審査請求をし、その審理に出頭する場合
病児看護	義務教育を終了するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話等)のため勤務しないことが相当であると認められる場合
短期介護休暇	職員の配偶者、父母、子及び配偶者の父母等で、負傷、疾病又は高齢等により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合
育児参加休暇	職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間にある場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの養育のため出勤しないことが相当であると認められるとき
夏季休暇	夏季の盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合。
組合休暇	登録された職員団体の業務若しくは活動に従事する場合又は登録された職員団体等の加入する上部団体の業務で当該職員団体等の業務と認められる場合
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合
子育て部分休暇	職員が小学校就学の始期から中学校就学の始期に達するまでの子及び小学校就学の始期から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者である子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合
人間ドック	「短期人間ドック」を受ける場合
リフレッシュ休暇	引き続き20年もしくは30年在職することとなる職員が心身の回復をはかる場合。(在職期間が引き続き30年に達しない職員は、定年に達する日の属する年度に取得可能)